

工 事 成 績 採 点 表

解体工事		工事主管課 課															
工 事 名		請負契約額	円					工 期	年 月 日から	検査年月日	年 月 日						
請 負 者 名		完 成 年 月 日	年 月 日						年 月 日まで	③専 任 ・ 指 定 検 査 職 員							
考 査 項 目		① 担 当 監 督 職 員					② 総 括 監 督 職 員					氏名					
		氏名					氏名					氏名					
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般		+1.5														
	II. 配置技術者	+3.0															
2. 施工状況	I. 施工管理		+1.5									+5					
	II. 工程管理	+1.0					+10										
	III. 安全対策	+2.0					+15										
	IV. 対外関係	+2.0															
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+2.0										+10					
	II. 品 質	+2.0										+15					
	III. 出来ばえ											+5					
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応※	(1 3)		+13													
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	(7)		+7													
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10										
加減点合計 (1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 6)						+35.0 点					+35.0 点						+35.0 点
評定点 (6 5 点±加減点合計) ※1		①				100.0 点	②				100.0 点	③					100.0 点
7. 評定点計						100.0 点											
8. 法令遵守等 ※6											- 点						
9. 評定点合計 ※7		100 点 ○7. 評定点計－8. 法令遵守等															
所 見 ※8		【担当監督職員】					【総括監督職員】					【専任・指 定 検査職員】					

※1 1～3の評定（65点±加減点合計）＋4、5、6の評定＝評定点
※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、担当監督職員が評価するものとする。
※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
※4 4、5、6は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価するのみとする。
※5 各考查項目毎の採点は、担当監督職員は別紙1－①～別紙1－⑤、総括監督職員は別紙2－①～別紙2－②、専任検査職員は別紙3－①～別紙3－③によるものとし、専任検査職員（完成）の評価に先立ち、担当監督職員・総括監督職員が記入する。
※6 法令遵守等の評価は、総括監督職員が行う。
※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。所見は必ず記入すること。
※8 所見は、工事成績の評定点を根拠付ける内容とし、書類または現場において特筆すべき具体的な事実を記載すること。

(様式第4号) 工事成績評定要領第6条関係

細目別評定点採点表 (共通)

工事名 0

課

年 月 日

項 目	細 別	①担当監督職員	②総括監督職員	③専任・指定検査職員	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	1.5 *0.4+2.6= 3.2 点			3.2 点 3.2点	100.00%
	II. 配置技術者	3.0 *0.4+2.6= 3.8 点			3.8 点 3.8点	100.00%
2. 施工状況	I. 施工管理	1.5 *0.4+2.6= 3.2 点		5.0 *0.4+6.5= 8.5 点	11.7 点 11.7点	100.00%
	II. 工程管理	1.0 *0.4+2.6= 3.0 点	10.0 *0.2+4.3= 6.3 点		9.3 点 9.3点	100.00%
	III. 安全対策	2.0 *0.4+2.6= 3.4 点	15.0 *0.2+4.3= 7.3 点		10.7 点 10.7点	100.00%
	IV. 対外関係	2.0 *0.4+2.6= 3.4 点			3.4 点 3.4点	100.00%
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	2.0 *0.4+2.6= 3.4 点		10.0 *0.4+6.5= 10.5 点	13.9 点 13.9点	100.00%
	II. 品 質	2.0 *0.4+2.6= 3.4 点		15.0 *0.4+6.5= 12.5 点	15.9 点 15.9点	100.00%
	III. 出来ばえ			5.0 *0.4+6.5= 8.5 点	8.5 点 8.5点	100.00%
4. 工事特性	I. 工事特性	13.0 *0.4+2.6= 7.8 点			7.8 点 7.8点	100.00%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	7.0 *0.4+2.6= 5.4 点			5.4 点 5.4点	100.00%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		10.0 *0.2+4.4= 6.4 点		6.4 点 6.4点	100.00%
8. 法令遵守等			0.0 *1.0= 0.0 点		0 点	
評定点合計					100 点 100点	

※1 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※2 法令遵守等の評価は、完成検査時に一括入力する。

工事主管課 ⇒財政課

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般		☐ 施工体制が適切である	☐ 他の事項に該当しない	☐ 施工体制がやや不備である	☐ 施工体制が不備である
		「評価対象項目」 1 ☐ ☐ 作業分担と責任の範囲が確認でき、現場とも一致している。 2 ☐ ☐ 工事実績情報登録制度（コリンズ）を理解している。 * 500万円以上の工事から対象。 3 ☐ ☐ 品質証明の資料が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されている。 4 ☐ ☐ 建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入及び配布の状況が把握されている。 * 500万円以上の工事から対象。 5 ☐ ☐ 建設業許可票、労災保険成立票、作業主任者一覧表、緊急時連絡表が現場に掲示されている。 6 ☐ ☐ 施工計画と現場施工体制が一致している。 7 ☐ ☐ 工事規模に応じた人員及び機械配置の施工となっている。 8 ☐ ☐ 緊急指示等に対する対応が速やかに行われた。 9 ☐ ☐ 「施工プロセスチェック」において、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。 10 ☐ ☐ その他				☐ 施工体制が不備であり、監督職員から文書により改善指示を行った。
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	☐ 技術者が適切に配置されている	☐ 技術者がほぼ適切に配置されている	☐ 他の事項に該当しない	☐ 技術者の配置がやや不備である	☐ 技術者の配置が不備である
		「評価対象項目」 11 ☐ ☐ 現場代理人として、工事全体の把握ができており、常に監督職員との協議に応じられる体制にある。 12 ☐ ☐ 現場代理人として、監督職員との連絡調整を書面で行っている。 13 ☐ ☐ 工事内容を理解した上で、緊急時には臨機の対応が執れる体制にある。 14 ☐ ☐ 施工に先立ち、創意工夫または提案をもって、工事を進めている。 15 ☐ ☐ 約款、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映した工事を行っている。 16 ☐ ☐ 設計図書の照査が十分で、現場との相違があった場合は適切に対応している。 17 ☐ ☐ 作業環境、気象、地質条件等の困難な作業の克服（改善）に努めている 18 ☐ ☐ 下請の施工体制、施工状況を把握し、自社共に適時、適切に指導を行っている。 19 ☐ ☐ 必要な工事書類が整備されている。 20 ☐ ☐ 現場に応じた作業主任者を選任し、配置している。 21 ☐ ☐ 主任技術者、専門技術者を選任し、配置している。 22 ☐ ☐ 「施工プロセスチェック」において、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。 23 ☐ ☐ その他				☐ 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督職員から文書により改善指示を行った。 ☐ 指摘事項に対しての意図的な不履行。

※ 1. 左チェックボックスの緑色網掛けは、全ての工事でチェックを入れる。

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
２．施工状況	Ⅰ．施工管理		☐ 施工管理が適切である	☐ 他の事項に該当しない	☐ 施工管理がやや不備である	☐ 施工管理が不備である	
		「評価対象項目」 24 ☐ ☐ 工事請負契約約款第１８条第１項第１号から第５号に係わる設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。 25 ☐ ☐ 施工計画書と現場施工方法が一致している。 26 ☐ ☐ 施工計画書と現場施工体制が一致している。 27 ☐ ☐ 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。 28 ☐ ☐ 工事材料の使用及び調達計画並びに管理が適切である。 29 ☐ ☐ 品質確保のための対策が執られている 30 ☐ ☐ 日常の出来形管理が適時、的確に行われている。 31 ☐ ☐ 日常の品質管理が適時、的確に行われている。 32 ☐ ☐ 現場での整理整頓が日常的に行われている。 33 ☐ ☐ 使用材料等の品質保証書等または工事記録写真等が適切に整理されている。 34 ☐ ☐ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。 35 ☐ ☐ 工事作業マニュアル等が整備されている。 36 ☐ ☐ 工事記録の整備が適時、的確に行われている。 37 ☐ ☐ 建設廃棄物及びリサイクルに関する書類の整備が適切である。（ただし、産業廃棄物が発生した場合はチェックを入れる） 38 ☐ ☐ 工事全体で低騒音、排出ガス対策型機械を使用している。 39 ☐ ☐ 段階確認、立合の申請が適切な時期に行われている。 40 ☐ ☐ 「施工プロセスチェック」において、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。 41 ☐ ☐ その他				☐ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った。 ☐ 施工計画書が工事着手前に提出されていない。 ☐ 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。 ☐ 設計図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った。	
	Ⅱ．工程管理	☐ 工程管理が適切である	☐ 工程管理がほぼ適切である	☐ 他の事項に該当しない	☐ 工程管理がやや不備である	☐ 工程管理が不備である	
		「評価対象項目」 42 ☐ ☐ フォローアップ等（見直し）を実施し、工程の管理を行っている。「請負者の責によって工期内に完成しない場合レ点しない。」 43 ☐ ☐ 時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず、工程短縮を行った。 44 ☐ ☐ 現場条件の変更への対応が積極的に処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。 45 ☐ ☐ 作業員等の休日（代休）の確保に努めている。 46 ☐ ☐ 工程表の内容が詳細に検討されている。 47 ☐ ☐ 夜間や休日等の作業がなく、または少なく、工期前に完成した。 48 ☐ ☐ 現場事務所での工程管理を工程表やパソコン等を用いて日常的に把握している。 49 ☐ ☐ 「施工プロセスチェック」において、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。 50 ☐ ☐ その他				☐ 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。	☐ 請負者の責により工期内に完成させなかった。（但し、改善指示による場合を除く）
	Ⅲ．安全対策	☐ 安全対策が適切に行った	☐ 安全対策をほぼ適切に行った	☐ 他の事項に該当しない	☐ 安全対策がやや不備であった	☐ 安全対策が不備であった	
		「評価対象項目」 51 ☐ ☐ 安全衛生協議会等を設置し、１回／月以上の活動記録が整備されている。 52 ☐ ☐ 店社パトロールを１回／月以上実施し、記録が整備されている。 53 ☐ ☐ 安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。 54 ☐ ☐ 安全教育・訓練等を累計４時間／月以上適時、的確に実施し、記録が整備されている。 55 ☐ ☐ 安全巡視、ＴＢＭ（ツールボックスミーティング）、ＫＹ（危険予知）等を実施し、記録が整備されている。 56 ☐ ☐ 現場に応じた新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 57 ☐ ☐ 安全管理上、臨機の措置を執るなど企業努力が確認できる。 58 ☐ ☐ 過積載防止の指導または訓練等を行い、記録が整備されている。（該当がある場合はチェックを入れる） 59 ☐ ☐ 使用機械、車両等の点検整備を行い、また不正軽油使用防止等に努めていることが確認できる。（該当がある場合はチェックを入れる） 60 ☐ ☐ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離配置が行われている。 61 ☐ ☐ 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 62 ☐ ☐ 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 63 ☐ ☐ 保安施設について、設置・点検がチェックリスト等を用いて実施されている。 64 ☐ ☐ 「施工プロセスチェック」において、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。 65 ☐ ☐ その他				☐ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。	☐ 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。
	Ⅳ．対外関係	☐ 対外関係が適切であった	☐ 対外関係がほぼ適切であった	☐ 他の事項に該当しない	☐ 対外関係がやや不備であった	☐ 対外関係が不備であった	
		「評価対象項目」 66 ☐ ☐ 工事施工にあたり、関係官公庁等と調整し、問題の発生がなかった。 67 ☐ ☐ 工事施工にあたり、必要に応じて地元との調整を行った。（該当がある場合はチェックを入れる） 68 ☐ ☐ 交通、振動、騒音等の要望に誠意をもって対応している。（該当がある場合はチェックを入れる） 69 ☐ ☐ 工事内容を周知徹底するなどの地元対策を実施し、問題の発生がなかった。または少なかった。（該当がある場合はチェックを入れる） 70 ☐ ☐ 近接工事との調整を行い、近接工事を含む工事全体が円滑に進捗した。（該当がある場合はチェックを入れる） 71 ☐ ☐ 「施工プロセスチェック」において、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。 72 ☐ ☐ その他				☐ 請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪く要望があった。	☐ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。

※１．評価対象項目は、設計図書等及び請負者が提出する書面または写真もしくはその双方を確認した上で、判断すること。

※２．評価対象項目のうち、書面や写真に記録できない事項は、段階確認等、監督職員の日常業務において適切に判断とすること。

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 (解体)	☐ 出来形管理が適切である。	☐ 出来形管理がほぼ適切である。	☐ 他の事項に該当しない。	☐ 出来形管理がやや不備である。	☐ 出来形管理が不備である。
		「評価対象項目」 1 ☐ ☐ 出来形が設計図書等を満足し、適切な施工であることが確認できる。 2 ☐ ☐ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録等により確認できる。 3 ☐ ☐ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 4 ☐ ☐ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 5 ☐ ☐ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施している。 6 ☐ ☐ 解体・撤去物の資材毎に処理方法が確認できる。 7 ☐ ☐ 混合廃棄物を排出しない分別解体に十分に取り組んでいる。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば…d	☐ 約款第18条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば…e

※1. 右 d 欄の「監督職員が文書で改善指示を行った」の項目は、出来形管理書類と現場が一致せず、再提出を求める現場協議書を発行した場合をいう。

※2. 評価対象項目は、設計図書等及び請負者が提出する書面または写真もしくはその双方を確認した上で、判断すること。

※3. 評価対象項目のうち、書面や写真に記録できない事項は、監督職員の日常業務において適切に判断とすること。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質管理が適切である。	☐ 品質管理がほぼ適切である。	☐ 他の項目に該当しない。	☐ 品質管理がやや不備である。	☐ 品質管理が不備である。
	●解体工事	「評価対象項目」 1 ☐ ☐ 分別、再資源化を適切に実施している。 2 ☐ ☐ 施工計画書に定められた計画により管理されている。 3 ☐ ☐ 廃棄物の処理が適切である。 4 ☐ ☐ 請負者の管理記録が整備されている。 5 ☐ ☐ 不可視部分の写真記録が適正である。 6 ☐ ☐ 中間処理施設等への搬出状況について、写真などで確認できる。 7 ☐ ☐ 埋設物の撤去状況及び記録が適切である。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば…d	☐ 約款第１８条第２項及び第３項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば…e

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

※1. 工事特性とは、工事特有の難度の高い条件に対して適切に対応したことを評価するものである。なお、評価は「5. 創意工夫」との二重評価はしない。
 ※2. 詳細評価の記述にあたっては、担当課内での責任者による合議とし、各考査項目はキーワードで大分類し、評価する詳細な高度な技術力を記述する。
 ※3. 工事特性には「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ・軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「5. 創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

※１．創意工夫においては「４．工事特性」の審査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
 ※２．「２．施工状況」「３．出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本審査項目でも再評価する。
 ※３．創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ堅微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では堅微なものを評価する。
 ※４．キーワードの評価（選定）及び詳細評価は、担当課内での担当・総括の監督職員による合議を原則として記述する。
 ※５．「４．工事特性」との二重評価はしない。

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	☐ 工程管理が非常に優れている	☐ 工程管理がやや優れている	☐ 他の事項に該当しない	☐ 工程管理がやや不備である	☐ 工程管理が不備である
		☐ ●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。 ☐ 災害の発生または施工条件の変更等による工期的な制約があるにも係らず、工期内に工事を完成させた。 ☐ 近接工事等と積極的な工程調整を行い、問題の発生を回避した。 ☐ 地元調整を積極的に行い、問題の発生も少なく、工期内に工事を完成させた。 ☐ 作業員等の代休等を確保するなど、適切な労務管理と工程管理によって、工事が進捗した。 ☐ 配置技術者等の積極的な工程管理によって、工事が進捗した。 ☐ 「施工プロセスチェック」において、指摘がなかった。または指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。			☐ ●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること） ☐ a 5項目程度以上評価 ☐ b 3項目程度以上評価 ☐ c 1項目程度以上評価 ☐ d 工程管理がやや不備である ☐ e 工程管理が不備である	

※１．評価対象項目は、設計図書等及び請負者が提出する書面または写真もしくはその双方を確認した上で、判断すること。
※２．評価対象項目のうち、書面や写真に記録できない事項は、監督職員の日常業務において適切に判断とすること。

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	☐ 安全対策が非常に優れている	☐ 安全対策がやや優れている	☐ 他の事項に該当しない	☐ 安全対策がやや不備である	☐ 安全対策が不備である
		●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。 ☐ 建設労働災害、公衆災害の防止活動に積極的である。 ☐ 安全協議会を設置し、組織的に取り組んでいる。 ☐ 他の現場にない特色のある安全衛生管理活動に取り組んでいる。 ☐ 安全管理に関する新技術を取り入れるなど、創意工夫に取り組んでいる。 ☐ 近接工事と連携した安全管理活動を提案するなど、リーダーシップを発揮している。 ☐ 安全職場実現への取り組みが評価できる。 ☐ 「施工プロセスチェックリスト」について、指摘がなかった。または指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。			●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること） ☐ a 6項目程度以上評価 ☐ b 3項目程度以上評価 ☐ c 1項目程度以上評価 ☐ d 安全対策がやや不備である ☐ e 安全対策が不備である	

※１．評価対象項目は、設計図書等及び請負者が提出する書面または写真もしくはその双方を確認した上で、判断すること。
※２．評価対象項目のうち、書面や写真に記録できない事項は、監督職員の日常業務において適切に判断とすること。

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	☐ 地域への貢献が非常に優れている	☐ 地域への貢献がやや優れている	☐ 他の事項に該当しない		
		●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。 ☐ 河川・池沼等の環境保全活動を計画し、具体的に実施した。 ☐ 公園、山間地または希少動植物等の環境保全活動を計画し、具体的に実施した。 ☐ 作業現場と周辺地域との調和を図るため、環境及び景観に関する計画を立て、具体的に実施した。 ☐ 工事の情報提供を定期的に行い、地域との調和を図った。 ☐ 道路等の環境保全活動を計画し、具体的に実施した。 ☐ 災害時等の地域への救援活動を計画した。または災害等発生時の救援活動に協力した。 ☐ 「施工プロセスチェックリスト」について、指摘がなかった。または指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。			●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること） ☐ a 6項目程度以上評価 ☐ b 3項目程度以上評価 ☐ c 2項目程度以下評価	

※ 1. 評価対象項目は、設計図書等及び請負者が提出する書面または写真もしくはその双方を確認した上で、判断すること。

※ 2. 評価対象項目のうち、書面や写真に記録できない事項は、監督職員の日常業務において適切に判断とすること。

※ 3. 環境保全活動は、**施工範囲または土砂・資材等運搬経路を除く地域を対象とする。**

考 査 項 目	法令遵守等の該当項目一覧表			
８．法令遵守等	●下記事項は、当該工事契約期間中の事案を対象とする。なお、当該事案が工事引渡し後に確認されたときは、再評価を行うことができる。			
	措 置 内 容	措置点数		総合点数
	☐ ●同じ措置が繰り返され検討を要する、又は、３回以上の措置があった場合必ずチェック。（総合点数を、必ず右の欄に直接入力すること。）			
	●1回目の措置について（下記の該当項目を１つ選択すること。該当がない場合、最下段の該当なしをチェックすること。）			
	☐ １．指名停止３ヶ月以上	－２０点		０
	☐ ２．指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－１５点		０
	☐ ３．指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－１３点		０
	☐ ４．指名停止２週間以上１ヶ月未満	－１０点		０
	☐ ５．文書注意相当（上司に報告し、請負者に書面で通知した事案）	－８点		０
	☐ ６．口頭注意相当（上司に書面で報告した事案）	－５点		０
	☐ ７．工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）※６．に該当しない事案	－３点		０
	☐ ８．該当項目なし			
	●2回目の措置あり（下記の該当項目を１つだけ選択すること、複数選択しない。１回目を必ず選択しておくこと。）			
	☐ １．指名停止３ヶ月以上			０
	☐ ２．指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満			０
	☐ ３．指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満			０
	☐ ４．指名停止２週間以上１ヶ月未満			０
	☐ ５．文書注意相当（以下、５、６、７は上段の５、６、７と同様の取扱いとする）			０
	☐ ６．口頭注意相当（上司に書面で報告した事案）			０
	☐ ７．不問（６．に該当しない事案）			０
	減点			０点
	① 本評価項目（8.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。			
	② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。			
	③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。			
	【上記で評価する場合の適応事例】			
	１．入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。			
	２．承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。			
	３．宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。			
	４．産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。			
	５．当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または告訴された。			
	６．建設業法に違反する事実が判明した。EX）一括下請け、技術者の専任違反等			
	７．入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。			
	８．使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。			
	９．監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。			
	１０．下請代金遅延防止法第４条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。			
	１１．過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。			
	１２．受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。			
	１３．下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第９条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。			
	１４．安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。			
	１５．施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。			
	１６．その他			
	理由：			

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	☐ 施工管理が優れている	☐ 施工管理がやや優れている	☐ 他の事項に該当しない	☐ 施工管理がやや不備である	☐ 施工管理が不備である
		「評価対象項目」 ☐ ☐ 工事請負契約款第１８条第１項第１号から第５号に係わる設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。 ☐ ☐ 施工計画と現場施工方法が一致している。 ☐ ☐ 工事材料の検収及び資料整理が行われ、適切に管理されている。 ☐ ☐ 品質確保のための対策など施工に関する工夫が見られる。 ☐ ☐ 工事材料等の見本または記録写真等の整理に工夫が見られる。 ☐ ☐ 段階確認、工場検査等の資料提出及び立合の申請が適切な時期に行われている。 ☐ ☐ 施工管理のための対策に工夫が見られる。 ☐ ☐ 建設リサイクル法、廃掃法等に基づく資料の整備が適切である。 ☐ ☐ 建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入及び配布の状況が把握されている。。 ☐ ☐ 作業分担と責任の範囲が確認でき、現場とも一致している。 ☐ ☐ 施工計画書が工事着手前の契約後３０日以内に提出され、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 ☐ ☐ 建設業許可、労災保険成立票、作業主任者一覧表、緊急時連絡表が現場に掲示されている。 ☐ ☐ 施工計画書と現場施工体制が一致している。 ☐ ☐ 品質証明体制が確立され、資料等が確認できる。 ☐ ☐ 計画内容に変更が生じた場合は、工事着手前に変更計画書を提出している。 ☐ ☐ 工事に必要な書類が整備されいる。 ☐ ☐ 自社独自の管理基準等を作成し、管理している。 ☐ ☐ 下請（二次下請以下含む）の施工体制、施工状況を把握し、適切に指導している。				☐ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により修補指示を行った。 ☐ 設計図書に基づく施工上の義務につき、検査職員から文書により指示を行った。

※１．評価対象項目は、設計図書等及び請負者が提出する書面または写真もしくはその双方を確認した上で、判断すること。

※２．評価対象項目のうち、書面や写真に記録できない事項は、監督職員の日常業務において適切に判断とすること。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形(解体)	☐ 出来形管理が適切である。	☐ 出来形管理がほぼ適切である。	☐ 他の事項に該当しない。	☐ 出来形管理がやや不備である。	☐ 出来形管理が不備である。
		「評価対象項目」 1 ☐ ☐ 出来形が設計図書等を満足し、適切な施工であることが確認できる。 2 ☐ ☐ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録等により確認できる。 3 ☐ ☐ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 4 ☐ ☐ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 5 ☐ ☐ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施している。 6 ☐ ☐ 解体・撤去物の資材毎に処理方法が確認できる。 7 ☐ ☐ 混合廃棄物を排出しない分別解体に十分に取り組んでいる。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば…d	☐ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば…e

※１．右 d 欄の「監督職員が文書で改善指示を行った」の項目は、出来形管理書類と現場が一致せず、再提出を求める現場協議書を発行した場合をいう。

※２．評価対象項目は、設計図書等及び請負者が提出する書面または写真もしくはその双方を確認した上で、判断すること。

※３．評価対象項目のうち、書面や写真に記録できない事項は、監督職員の日常業務において適切に判断とすること。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	II. 品質	☐ 品質管理が適切である。	☐ 品質管理がほぼ適切である。	☐ 他の項目に該当しない	☐ 品質管理がやや不備である	☐ 品質管理が不備である
	解体工事	「評価対象項目」 【共通】 ☐ 分別、再資源化を適切に実施している。 ☐ 施工計画書に定められた計画により管理されている。 ☐ 廃棄物の処理が適切である。 ☐ 請負者の管理記録が整備されている。 ☐ 不可視部分の写真記録が適正である。 ☐ 中間処理施設等への搬出状況について、写真などで確認できる。 ☐ 埋設物の撤去状況及び記録が適切である。			☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 約款第32条第2項に基づき破壊検査を行った。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目 細	細 別	a	b	c	d	
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ (解体工事)	☐ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	☐ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	☐ 他の事項に該当しない場合。	☐ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
		●必ずチェックする。 ☐ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。(特に優れている) ☐ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が概ね良い。(補修を必要としないキズ等がある) ☐ 他の事項に該当しない場合。または、<u>管理項目がない工事</u>(必要に応じて小規模補修を要する工事) ☐ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。(必要に応じて大規模補修を要する工事) ☐ 請負契約額が５００万円以上の場合、必ずここをチェックする。				

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表 （検査職員）

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ	☐ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	☐ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	☐ 他の事項に該当しない場合	☐ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
	解体工事	☐ ☐ きめ細やかな施工がされている。 ☐ ☐ 既存部分や関連設備との調整がなされている。 ☐ ☐ 取壊し後の整地等仕上がりの状態が良好である。 ☐ ☐ 周辺道路や既存工作物の破損修復や清掃が行き届いている。			